

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年5月17日(水) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 野坂 雅司 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 時廣 浩二 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長補佐 弘茂 進吾 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 松元 雄大 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明について

議案第4号 農地所有適格法人に係る意見聴取について

議案第5号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化推進の状況について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長	南 一 成
署名委員	永 田 洋 一
署名委員	重 森 陽

議長 ただ今から、令和8年第5回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に永田委員と重森委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 現況証明について』

『議案第4号 農地所有適格法人に係る意見聴取について』

『議案第5号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について』

『報告第1号 農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について』
を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より西約800mに位置する農用地です。位置は3条-1で示しています。

取得目的については、自己所有地の経営規模拡大で、利用計画については、水稻です。

申請地は既に、譲受人の〇〇さんが借り受けて耕作しており、この度、改めて所有権移転するものです。

以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 すでに〇〇さんが耕作されていますので、別に問題はありません。

南委員 事情を言うとですね、この土地の持ち主が不在地主でありまして、将来も地元にはいないということで、農地を早く手放したいということで、〇〇さんが否が応でも受け取らんといいんようになったということでございます。そういうことで、〇〇さん当然耕作されますので、農地としての維持はほ場整備の所でありまして、問題ないと思っております。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より南西約1.4kmに位置する第2種農地です。位置は3条-2で示しています。

取得目的については、経営規模拡大で、利用計画については、水稻及び季節野菜です。

申請人は親族関係にあり、県外在住の譲渡人による管理が困難になったことから、農地維持の観点も含めて所有権移転するものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 ここは実際に、もう譲受人である〇〇さんのほうが田んぼを作り、畑は草刈りをし、という状況だったということで、譲り受けるということになったというだけですので、大丈夫だと思います。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南約2.2kmに位置する第2種農地です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、所有権移転で自己用住宅の建築です。

申請人は親子関係にあり、子である譲受人がUターンして親元に住宅建築するものです。

申請地についてですが、既に砂利が敷いてあり無断転用状態です。

また、譲渡人が所有する隣接農地についても砂利が敷いてあったため、申請にあたり砂利の撤去を指導し、事務局として現地確認をし、既に実施済みとの認識でしたが、本日、委員より一部砂利が残っているとの指摘をいただきました。事務局の確認・調整不足で申し訳ございません。再度の撤去指導をし、砂利が当該地より撤去がされたことを再確認するという条件付許可を含めてご検討いただければと思います。

なお、今後農地法を遵守する旨を記載した始末書の提出及び農地法における建ぺい率条件の基準を満たしていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 私も砂利が一部残っており、そのまままた埋め戻しをされるんじゃないかなという感じがしたりとか、ちょっとな、と思いました。あとは特に…、

お子さんに、ということなので問題はないと思うんですけど、ちょっとその砂利の件とか、そのあたりが気になりました。以上です。

重森委員 はい、同じく砂利が一部積み上げてありまして、畝を立てて畑みたいな格好になっているのはなっているんですが、基本的に砂利があつてはおかしい話。保留にしようかという話もあったんですが、事務局が言われたように、全部きれいにのけてから、条件付きで許可を出すかっこうならいいかな、と思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 今話がありましたように、一応砂利を撤去した段階で許可書を出す、ということで、事務局で調整できますか。

事務局 はい、委員とも協力して調整・再度確認をします。

議長 そういう形でいこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7をご覧ください。

申請地は、役場より南西約2.5kmに位置する第3種農地です。位置は現況－1で示しています。

事務局で事前に現地を確認したところ、申請地は土地の大部分で雑木や竹が繁殖している状態でした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 見た感じ竹がすごい状況で、畑とは到底思えない状況でした。以上です。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第3号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に「議案第4号 農地所有適格法人に係る意見聴取について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9と10に記載しております。本報告は毎年のもので、農業委員会が農地所有適格法人の要件等が適切に充足されているか確認するために行われる、農地法6条1項に基づく報告です。要件といたしましては、農事組合法人、株式会社、合名、合資、合同会社のいずれかであることの法人組織形態要件、主たる事業が農業であることの事業要件、法人の構成員が農地等を提供した個人であること、又は農業の常時従事者であること等の構成員要件、法人の業務執行役員の過半の者が法人の農業に常時従事する構成員であって役員のうち1人以上が原則60日以上農作業に従事することの業務執行役員要件の4要件があり、これらすべてを満たすことで称することができます。町内の農地所有適格法人は5法人あり、総括表において各法人の要件の適否をまとめております。表よりすべての農地所有適格法人が備えるべき4要件を満たしておりますことを報告いたします。

以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 それでは、他に質疑がなければ議案第4号は『意見なし』とさせていた

だきます。

次に「議案第5号 令和7年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進状況について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号11から15に記載しております。

こちらは3月総会での令和8年度の目標設定時の数値と重複するものが多い
ため、要点に絞り説明させていただきます。

まず、担い手への農地の集積に係る部分についてですが、ページ番号12の中
段をご覧ください。

『③実績』で、横長の表を記載しております。

令和7年度については、新たに担い手へ4.1ha集積し全体で272.9haの集積が
完了しており、集積率としては、37%と昨年度比で0.9%増という結果でした。
ただいま説明しました数値は、町内の全ての農地を対象としたもので、実際に
は、国営ほ場整備を実施している農地については、担い手への集積率は概ね8
割以上と順調に事業が進んでおりますので申し添えます。

その他は、12ページ下段から13ページに記載してある遊休農地に関する
ことですが、主に農地転用等で減少傾向にあります。

14ページ中段から、皆様の日頃のパトロールと夏に実施した農地パトロー
ルの活動実績を記載しております。

最後に、15ページをご覧ください。

こちらは新規就農を目的とした相談会の開催状況ですが、昨年度は永田委員
の協力を得て、木地の郷さんにて2回農業体験ツアー等の相談会を開催するこ
とができました。

結果としまして、農業部門での地域おこし協力隊の方がこの6月1日より参
入することとなりまして、本町の農業振興を目的として木地の郷さんを中心に

活動する予定となっております。

今後も町経済課と連携して積極的な開催に努めていきますので、引き続き皆様のご協力をお願いします。

その他の細かい数値等については、前年度から大きく変更がないため、説明は割愛させていただきます。

なお、こちらについては農林水産省より公表することが義務付けられておりますので、総会で決定された後、県に本内容を通知し、今年も町農業委員会ホームページにて掲載する予定です。

以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第5号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり決定しました。

次に「報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号16から19に記載しております。

まず、17ページをご覧ください、こちらは主に相對契約などの「一括方式」4件を記載しております。

続いて、19ページをご確認ください、こちらは主に担い手が10年以上長期借り入れを行う「2段階の集積方式」25件を記載しております。

どちらも事前に事務局で要件事項を確認の上、『意見なし』として処理しておりますので報告させていただきます。以上です。

議長 本案件については、報告事項です。各自ご高覧賜りますようお願いしま

す。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和８年第５回田布施町農業委員会総会を閉会します。